

下水道処理開始区域と排水設備



下水道が使えるようになったら？



A. すみやかに排水設備工事を 行いましょう!

公共下水道が利用できるようになると、市ではその時期と区域を決定し、「処理開始区域」として公示します。これまでみどり式だったご家庭は、この処理開始の日から**3年以内**に、水洗トイレに改造するように下水道法で定められています。また浄化槽の場合も、浄化槽を廃止して公共下水道に**すみやかに接続**することとなっています。

※宅地内に公共ますが設置されていて下部の整備が終了していれば、処理開始前でも水洗化の工事を行えます。この場合、使用許可が必要となりますが、指定工事店が手続きを代わって行います（使用許可を受けて水洗化工事を行った場合の使用料については11ページ参照）。



排水設備とは？

皆さんの宅地内に設置された公共ますに、トイレ・浴所・浴室などからの汚水を流し込む施設のことを「排水設備」といいます。公共下水道が完成し、使用できるようになった区域（処理開始区域）では、**個人の負担**で排水設備を設置していただけます。なお、今まで浄化槽を使用されていたご家庭については、浄化槽の維持管理費が不要となります。

※公共ますは、公私境界から概ね1m以内の場所に設置します。

下水道には、汚水と雨水を分けて処理する「分流式」と、汚水と雨水を同じ管で流し下水処理場へおくる「合流式」とがあります。

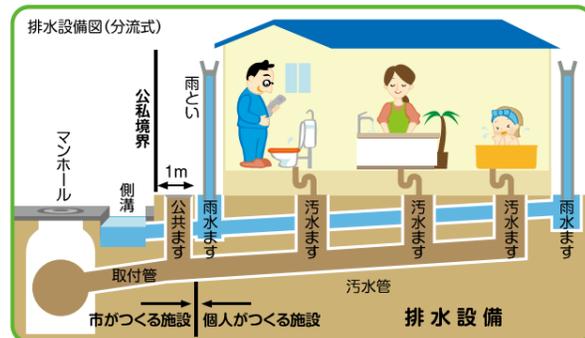
分流式では汚水は排水設備から道路の下にある汚水管を通過して下水処理場へ、雨水は側溝や雨水管を通過して、川や海へ送られます。



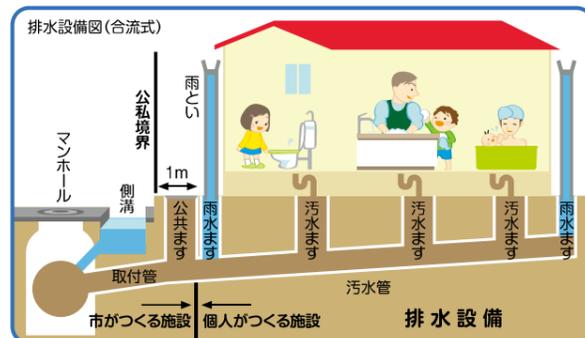
公共ます

排水設備の設置例

●分流式（雨水を公共ますに接続できない方式）



●合流式（雨水を公共ますに接続する方式）



宅地内の排水設備ができるまで

1 指定工事店に申し込みましょう

●排水設備の適正な設置と管理が行われないと下水道は十分な機能を発揮することができないため、下水道法に基づき新潟市指定工事店が施工することと規定されています。そのため**市が指定する指定工事店に工事を依頼してください。**（工事店は新潟市のホームページで検索できます。）

2 工事契約をするときは

●見積書をもらい、費用や条件を検討してから契約しましょう。
●融資・助成金制度を利用される方は、指定工事店へお伝えください。（詳しくは9ページ参照）
●工事に関する手続き（確認申請等）は、皆さんに代わって指定工事店が行います。

3 確認書が交付されたら

●市の審査が終了すると確認書が交付されます。
●その後指定工事店と相談し、着工日を決めてください。

4 工事開始

●工事は普通2～3日で終わり、トイレの使えない期間は半日程度です。

5 工事の完成と検査

●工事の完成後、指定工事店が市に検査依頼書を提出し、合格すると検査済証が交付されます。



工事前



完成



検査済証

「無資格業者」にご注意ください!

無資格業者による工事を行った場合には
①工事のやり直しが必要となることがあります。
②水洗化工事のための各種助成制度（融資・助成）が利用できません。など、皆さんにとって不利益となります。工事をする場合は、「新潟市指定排水設備工事店」であることを確認し、依頼してください。

排水設備清掃の訪問販売にご注意ください!

排水設備の清掃について、法的な義務付けはありません。排水設備に支障がなく、清掃の必要がないと思ったらハッキリ断ってください。

雨水の浸透ますと貯留タンクの設置にご協力をお願いします。

浸透ます・貯留タンクの設置に助成制度があります。

助成により設置できる建物は、新潟市内の一般住宅、店舗、アパート、事務所など、原則として雨どいがある建築物すべてで、既存建築物、新築、増改築を問いません。

- ※ただし、以下の場合には助成対象となりません。
- ①下水道処理開始区域内で排水設備が未設置、または同時に設置しない場合
 - ②市税、受益者負担金・分担金、下水道使用料を滞納している場合
 - ③浸透ますの設置場所が急傾斜地や不透水性地質など、浸透に適さない場合
 - ④貯留タンクの容量が100リットル未満の場合
 - ⑤下水道法事業計画区域外の場合

設置の仕方で助成金が5通りあります。助成を受ける場合は事前に各下水道部署へご相談ください。

| 施設名 | 設置のしかた | 助成の上限度(1基あたり) | 助成の限度 |
|-------|-------------------------|---------------|-------|
| 浸透ます | 単独で設置する場合 | 20,000円 | 設置数 |
| | 単独で市販の専用タンクを設置する場合 | 10,000円 | |
| 貯留タンク | 浸透ますと同時に市販の専用タンクを設置する場合 | 20,000円 | 1基まで |
| | 単独で個人製作のタンクを設置する場合 | 1,000円 | |
| | 浸透ますと同時に個人製作のタンクを設置する場合 | 2,000円 | |

※現場条件等によっては技術基準に適合せず、設置できない場合もあります
設置後のお願い 浸透ますは、ゴミがつかまらないよう定期的に点検・清掃をお願いします。貯留タンクは、大雨が予想されるときなどは、なるべく多くの雨水を貯めるため空にするをお願いします。

